

生活排水処理基本構想の見直しについて

1. 現在の生活排水処理基本構想について

1) 沿革

本市では、平成 17 年 2 月の広域合併後、平成 20 年に効率的で計画的な生活排水処理事業を推進することを目的とした「久留米市生活排水処理基本構想」を策定しました。

なお、平成 26 年 1 月の汚水処理 10 年概成※1 を目指した新たな国のマニュアルに基づき平成 27 年に基本構想の検証を行いました。従前と同様の結果であり、改定は行っておりません。

平成 16 年度	1 市 4 町 広域合併
平成 20 年度	「久留米市生活排水処理基本構想」策定
平成 26 年度	地方公営企業法適用 企業会計へ移行
平成 27 年度	「久留米市生活排水処理基本構想」検証

2) 計画概要

公共下水道の未普及地域の整備については、平成 20 年策定の「生活排水処理基本構想」に基づき行っており、整備の最終年度は令和 15 年度を予定しています。

久留米市生活排水処理基本構想における整備計画

事業	地区名	完了予定年度
公共下水道	旧久留米・北野・城島	令和 8 年度
	田主丸・三潴	令和 15 年度
農業集落排水※2	田主丸・北野	平成 9～26 年度整備済み
合併処理浄化槽	全市域	令和 15 年度

※ 合併処理浄化槽※3 事業について、城島地区では特定地域生活排水処理事業※4（市町村設置型）、その他の地区では合併処理浄化槽設置助成事業（個人設置型）となっています。

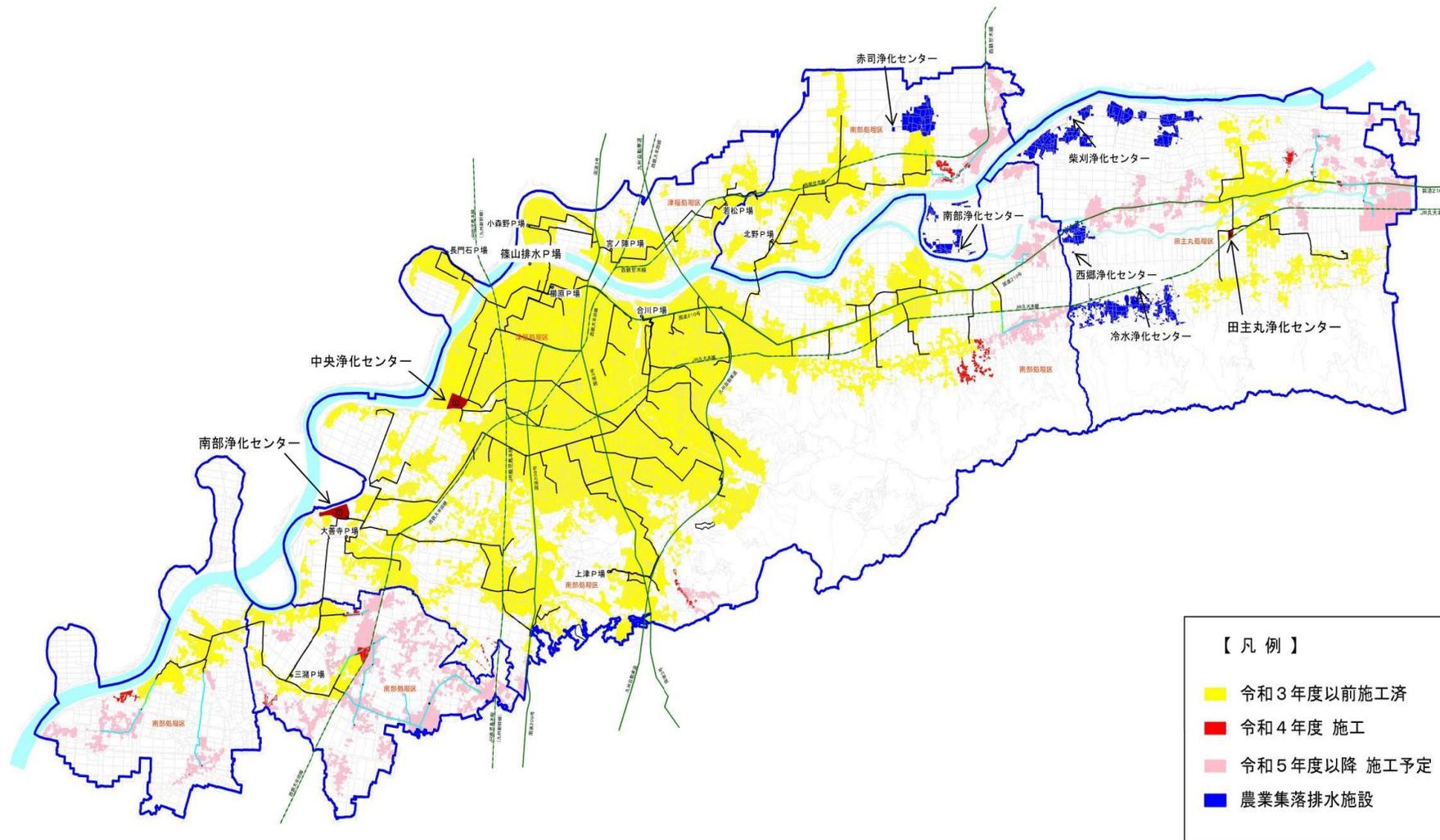
久留米市 生活排水処理状況（令和 3 年度末）

事業名	現況		将来 (R15) ※	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
公共下水道	262,379	86.8	292,000	94.2
農業集落排水	5,180	1.7	6,700	2.2
合併処理浄化槽	24,195	8.0	11,300	3.6
未処理	10,368	3.4	0	0.0
合計	302,122	(96.6) 100.0	310,000	100.0

現在の汚水処理人口普及率
(国の概成基準 95%)

※「平成 20 年 久留米市生活排水処理基本構想」の将来値

久留米市公共下水道計画一般図



2. 公共下水道事業の課題

1) 公共下水道事業の課題

① 下水道使用料収入の増加率の鈍化

ア 投資効果の低下

一般的に公共下水道は人口集中地区であれば投資効率性が見込めるとされています。しかし、近年は人口密度の低い地区への整備が続き、収入の増加につながりにくくなっています。

イ 接続率の伸び悩み

近年の整備地区においては、高齢者世帯や空き家の増加、敷地も広く接続工事費用が高額になる世帯等が多くなっていることや既に合併処理浄化槽が設置されている物件が多いことなどから接続率の鈍化傾向がみられます。

<地区別接続率（令和3年度末）>

地区	旧久留米	田主丸	北野	城島	三潴
接続率	92.5%	68.9%	74.5%	40.0%	32.0%

ウ 使用料収入の伸び悩み

節水機器の普及等により一人当りの使用水量が減少するため、使用料収入の伸びは鈍化しています。

② 未普及整備への交付金の減少

国は、未普及地域の早期解消に向けて、「10年概成」（令和8年度まで）の方針を示している。概成の定義は、汚水処理人口普及率95%以上との基準があり、久留米市は平成30年度末（95.5%）で超えているため、令和2年度の交付金より重点化事業の対象外となりました。

その結果、令和4年度では要望額に対し54%の内示額となっています。

③ 維持管理費用の増加

供用開始から50年が経過し、処理場やポンプ場など更新・長寿命化対策^{※5}が必要となる施設が多く存在することや、令和3年度末までに整備した汚水管渠は約1,367kmとなり、布設後30年以上経過の管渠^{※6}は399kmに達していることから、耐用年数をむかえる施設は増える一方で、維持管理費の増加が見込まれます。

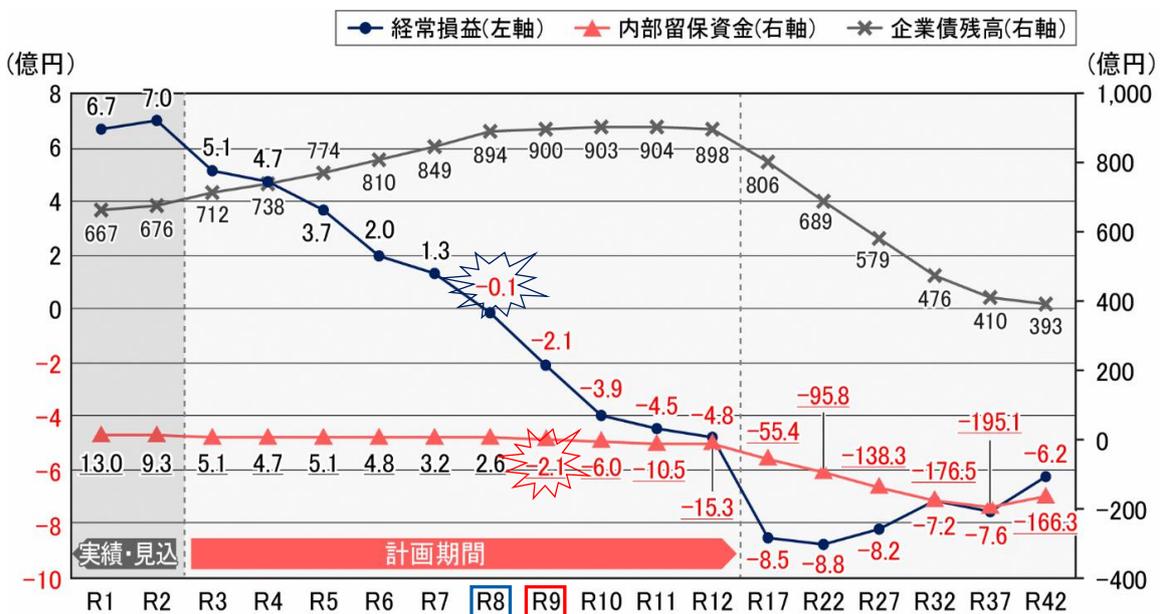
3. 生活排水処理基本構想の見直しについて

1) 背景

久留米市上下水道事業経営において、直面する以下のような課題の改善・解決を図るため、最適な汚水処理手法による汚水処理人口普及 100%と持続可能な健全経営を図って行くことが重要となっております。

- ① 公共下水道事業
 - ・人口減少社会などにおける使用料収入の減少
 - ・整備費用の増加と接続家屋の減少
 - ・老朽化した施設・管路等に係る維持管理費の増大
 - ・令和 8 年度経常損益の赤字及び令和 9 年度内部留保資金の枯渇
- ② 農業集落排水事業
 - ・今後の処理場の老朽化への対応
- ③ 合併処理浄化槽事業
 - ・「市町村設置型浄化槽」と「個人設置型浄化槽」の 2 つの制度による個人負担の不公平感
- ④ 各汚水処理手法により異なる個人負担の不公平感

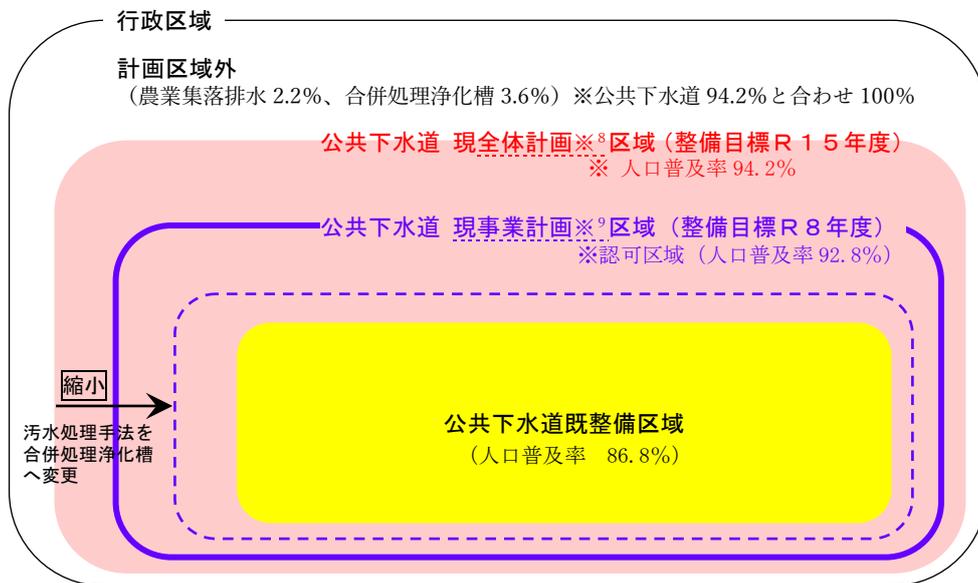
【経常損益及び内部留保資金^{※7}の見通し】



2) 基本方針

- ① 公共下水道整備区域及び期間の見直しを行う 下水道事業の健全経営
 ※見直し区域(浄化槽区域)については、個人負担の公平性を考慮した浄化槽(一般会計)補助の上乗せを併せて検討を行う
- ② 農業集落排水事業について、公共下水道での受け入れが可能か検討を行う 施設にかかる維持管理費の低減
- ③ 「市町村設置型浄化槽」と「個人設置型浄化槽」の浄化槽制度について、統一も含めた制度の検討を行う 個人負担の不公平感などの解消

【公共下水道区域見直しのイメージ】



3) スケジュール (案)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
生活排水処理基本構想見直し	● 検討	● 立案	● 実施

【用語解説】

No.	用語名	解説	ページ
※ ¹	10年概成	平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省の3省が連携して「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を作成し、全国の自治体に対して今後10年程度での污水处理の概成（完了）を目標にしたアクションプランの策定を指示したもの。 久留米市においても、平成27年度に令和8年度の概成を目標にしたアクションプランの策定を行い、污水处理施設整備を行っているもの。	1
※ ²	農業集落排水事業	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の保全に資することを目的に、農業振興地域内の農業集落を対象区域として整備する污水处理施設または、その事業のこと。	1
※ ³	浄化槽	下水道が普及していないところで水洗便所の污水等を処理する装置。し尿浄化槽と、水洗便所の污水と台所、浴室、その他雑排水を一括して処理する合併処理浄化槽のこと。水洗便所の污水のみを処理する単独処理浄化槽は平成12年から原則として新設が禁止され、合併処理浄化槽への転換が求められている。	1
※ ⁴	特定地域生活排水処理事業	市町村が設置主体となって戸別の合併処理浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする事業のこと。	1
※ ⁵	長寿命化対策	長寿命化対策とは、更生工法あるいは部分取り替え等により既存施設を活用し、耐用年数の延伸に寄与するもの。	3
※ ⁶	管渠	給水や排水を目的とした水路全体の総称	3
※ ⁷	内部留保資金	減価償却費などの現金の支出を伴わない費用や収益的収支の利益により発生し、地方公営企業の補てん財源として使用することができる企業内部に留保された資金のこと。	4
※ ⁸	全体計画	全体計画は、各マスタープランに定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定めるものです。	5
※ ⁹	事業計画	事業計画は、全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する必要があります。	5